

扶桑町、扶桑町商工会及び名古屋経済大学の連携に関する協定書

扶桑町（以下「甲」という。）、扶桑町商工会（以下「乙」という。）及び学校法人市邨学園名古屋経済大学（以下「丙」という。）は、次のとおり連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、地域の活性化、地域課題の解決及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、それぞれの有する知識、情報及び技術等を活かし、相互に連携・協力する。

- (1) まちづくりの推進に関する事
- (2) 地域経済の活性化推進に関する事
- (3) 安心・安全なまちづくりに関する事
- (4) 学術研究・芸術・スポーツ等の文化発展に関する事
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事項

（実施体制）

第3条 甲、乙及び丙は、連携事項を推進するため、実施体制を整えるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の遂行上、初めて知り得た相手方の情報を、業務の遂行の目的上必要な範囲を越えて使用してはならない。また、相手方の事前の同意を得ることなくこれを第三者に開示してはならない。

（適用期限）

第5条 本協定の適用期限は、締結日から2022（令和4）年3月31日までとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれかからも書面による協定終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

2021（令和3）年5月13日

甲 扶桑町
扶桑町長

齋瀬 武

乙 扶桑町商工会
会長

鈴木 洋

丙 学校法人市邨学園名古屋経済大学
学長

佐分 晴夫